

志木市地区まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 市民と市の職員がまちづくりの推進のための課題を共有し、市民協働により当該課題の解決を図るため、地区ごとに、地区住民及び地区担当職員によって構成するまちづくりの推進のための会議（以下「地区まちづくり会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、志木市地区担当職員設置規程（平成26年志木市訓令第4号）において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 地区まちづくり会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地区におけるまちづくりの課題の発見及び解決に関すること。
- (2) 地区におけるまちづくりの計画の策定に関すること。
- (3) 市民協働によるまちづくり事業の実施に関すること。
- (4) 地域の振興に資する人材の発見及び活用に関すること。
- (5) 市政に関する意見及び提言に関すること。
- (6) その他設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 地区まちづくり会議は、地区ごとに、おおむね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公募による地区住民
- (2) 地区担当職員

3 前項第1号に規定する公募に応募しようとする地区住民は、別に定める応募票を市長に提出するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第6条 地区まちづくり会議に、リーダー1人及びサブリーダー2人を置く。

2 リーダーは、第4条第2項第1号に掲げる者のうちから、サブリーダーは、同項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人ずつ選出する。

3 リーダーは、会務を総理し、地区まちづくり会議を代表する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、あらかじめリーダーが指定したサブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第7条 地区まちづくり会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

2 リーダーは、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(市の責務)

第8条 市は、地区まちづくり会議から意見及び提言が提出されたときは、これを尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地区住民の責務)

第9条 地区住民は、地区まちづくり会議において当該地区のまちづくりの計画を策定したときは、これを尊重し、地区住民自らによるまちづくりの推進に努めなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員への報酬及び会議出席等に係る費用弁償は、これを支出しないものとする。

(リーダー会議)

第11条 地区におけるまちづくりに関する情報交換を行うため、リーダー会議を設けるものとする。

2 リーダー会議は、各地区のリーダー及びサブリーダーをもって組織する。

(会議の記録等)

第12条 リーダーは、地区まちづくり会議の経過及び結果を記録し、地域推進室へ報告しなければならない。

2 地域推進室長は、地区まちづくり会議及びリーダー会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

3 地域推進室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第13条 地区まちづくり会議の庶務は、市民生活部地域推進室において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地区まちづくり会議の運営に関し、必要な事項は、地区ごとにリーダーが別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

この告示は、平成26年10月10日から施行する。